

## 津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

高鍋町（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社宮崎工事事務所（以下「乙」という。）ならびに西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所（以下「丙」という。）は、甲が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、乙の管理する東九州自動車道（以下「高速道路」という。）の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、高鍋町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合に、乙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲が使用することについて必要な事項を定める。

### （使用目的）

第2条 甲は、高鍋町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合で、地域住民等が所定の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用する事ができるものとする。

### （使用区域）

第3条 甲が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

使用区域	所在地
乙が管理する区域のうち 別図 - 1・2に示す範囲（赤色）	高鍋町上江

### （地域防災計画への反映）

第4条 甲は本協定及び別途締結する覚書で定めた津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する事項について関係機関と調整の上、甲の地域防災計画に速やかに反映させるものとする。

### （目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用区域を第2条の目的及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。

### （使用期間）

第6条 甲が使用区域を使用できる期間は、高鍋町内に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（宮崎県に発令された津波警報が解除されたときまでを限度とする。）、及び河川の氾濫のおそれが生じ甲から避難準備・勧告・指示等が発令されたときから解除されたときまでとする。

### （使用料）

第7条 甲が第2条の規定及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）により使用区域を使用する際の使用料は、無償とする。

(原状復旧)

第8条 第2条の規定及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による使用区域の一時使用に起因して高速道路区域内の施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法について甲乙協議するものとする。

(安全対策)

第9条 甲は使用区域の使用に当たっては、避難方法及び避難者の安全確保について一切の責任を負うものとし、具体の安全対策について、乙と協議し、定めるものとする。

(平常時の運用)

第10条 甲は第4条を遵守するための必要な措置について、乙と協議し、定めるものとする。

(事前対策)

第11条 使用区域の使用に当たり、甲が乙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議の上、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

2 甲は第2条の目的を達するために必要な限度で乙の施設を管理することができるものとし、その詳細は別途、甲乙協議するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、一時使用又は事前対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 第2条の規定及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は東九州道高鍋～都農間供用開始までとし、供用開始前までに甲丙協議を行い、新たな協定を締結するものとする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24年 7月 9日

甲 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地  
高鍋町長 小澤 浩一

乙 宮崎県宮崎市大字島之内 1087  
西日本高速道路株式会社九州支社  
宮崎工事事務所  
所長 上岡 誠

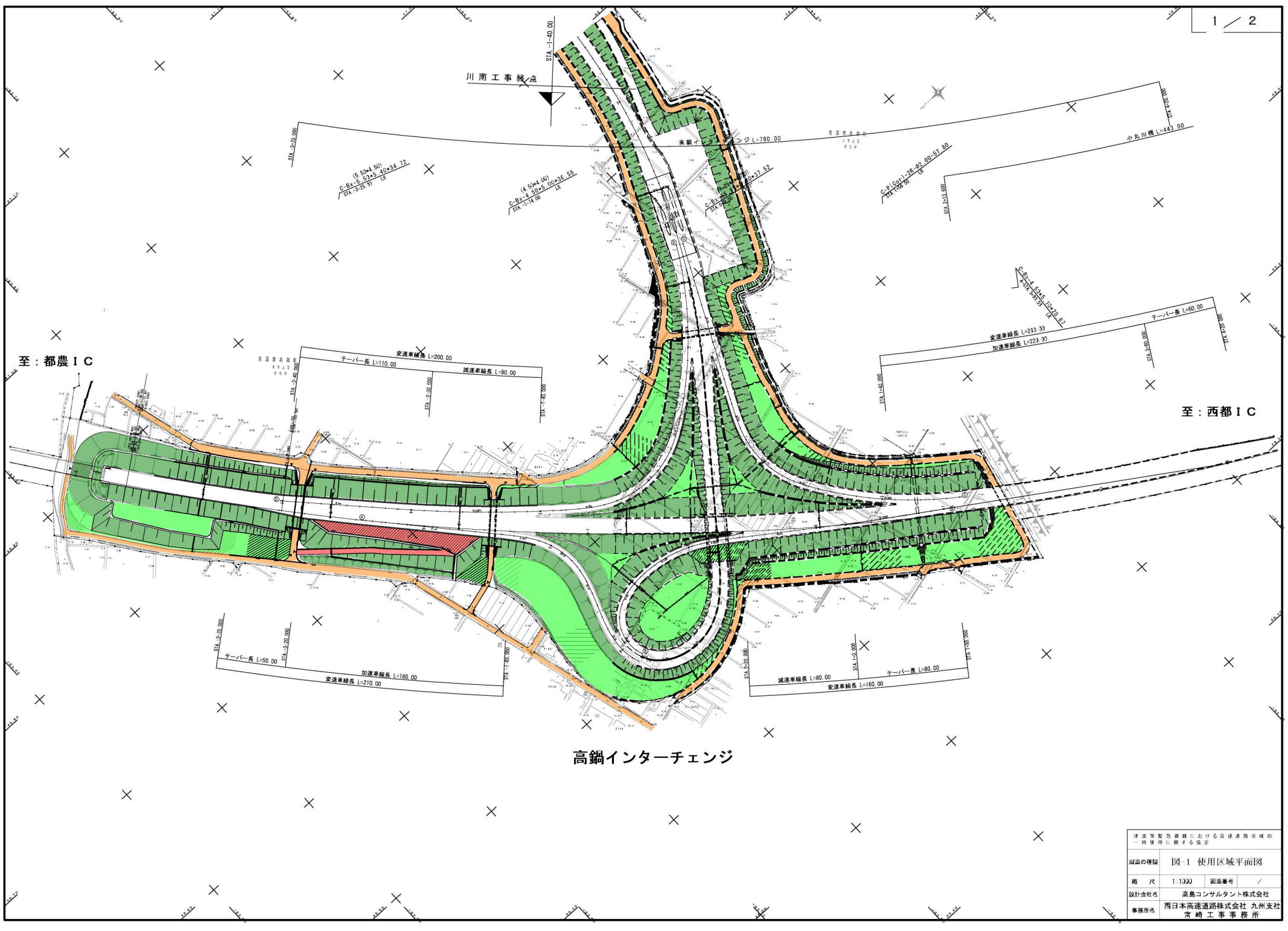
丙 宮崎県都城市高木町 5166-11  
西日本高速道路株式会社九州支社  
都城管理事務所  
所長 山本 純司

川南工事終点

至：都農IC

至：西都IC

### 高鍋インターチェンジ



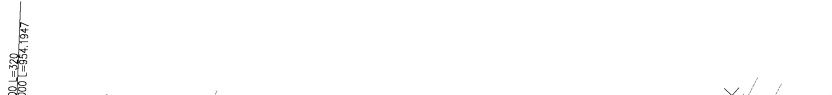
津波等緊急事態における道路通行区域の一時使用に関する協定	
図面の種類	図-1 使用区域平面図
縮尺	1:1000 図面番号 /
設計会社名	高島コンサルタント株式会社
事務所名	西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎工事事務所

川南工事終点

C-BX-3 50x5.40-34.72  
STA-3-25.00 LR

C-BX-4 50x5.00-36.55  
STA-1-74.000 LR

児湯郡高橋町  
大平上江  
字岩尾



至：都農 I C

津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	
図面の種類	図-2 使用区域詳細図
縮尺	1:500 図面番号 /
設計会社名	高島コンサルタント株式会社
事務所名	西日本高速道路株式会社 九州支社 宮崎工事事務所